

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、会議の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員を超えた場合は、抽選によるものとします。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを出さないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会議の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。